



令和7年度
集团指導
(障害児通所支援)



目次

- 1 教育機関等との連携について
- 2 定員の厳守について
- 3 加算について
- 4 児童指導員の資格要件について



1 教育機関等との連携について



福祉事業所と教育機関等の連携について

保育所等訪問支援での訪問支援や放課後等デイサービス等では、学校などの教育機関や保育所と連携をする場面が多くあります。

しかし、事業所と教育機関等とは、立場や役割が異なります。対等な関係で連携を行うためには、お互いの立場を知り、尊重することが大切です。



家庭と教育と福祉の連携
「トライアングル」プロジェクト報告より



学校と連携するときの留意点

学校と連携する上で初めて学校と関わる時には、必ず教頭先生や校長先生と今後の連携方針について話をしてください。

学校や学級によっては、対象の児童生徒が複数いるため、事業所からの要請を全て受け入れることが難しいことがありますので、学校と情報を共有し調整することが大切です。

その他、詳細については、「福祉と教育の連携（事業所向けリーフレット）」をご覧ください。



2 定員の厳守について



定員超過について

放課後等デイサービス事業所において、定員を超えてサービスの提供を実施している事業所が多く見られます。

また、多くの情報提供をいただいているところです。

定員超過分は記録を残さない、請求をしない等をして定員超過をしていないように見せている事業所も多く見られます。また、超えた分を利用の少ない日に利用したように見せている所もありました。これらは文書偽造とみなし、指導や行政処分の対象となります。

虐待、災害によるもの以外で定員超過は認めておりません。

恒常的に定員を超えている事業所は、定員増の変更指定申請を行ってください。もしくは定員を超えないように調整をしてください。



定員超過減算について

○1日あたりの利用実績で減算となる場合

1日あたりの利用人数が「利用定員の150%を超過」すると減算となります。

→定員10名の事業所であるのに、定員15名と言っている事業所があるようです。

該当する事業所は、久留米市に届出のうえ、減算をしてください。

○過去3か月の利用実績で減算となる場合

→利用定員が11人以下の事業所は、直近の過去3か月間の平均利用者数が「利用定員+3を超過」すると減算となります。

減算にならない程度なら定員を超えても良いという認識は誤りです。
虐待、災害によるもの以外、1人でも定員超過は認めてません。
定員厳守のうえ健全な運営による支援を実施してください。



3 加算について



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

基準の人員(管理者・児発管含む)に加え、児童指導員等や理学療法士等を配置している場合に算定

例1:週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金:14:00～18:00 土:10:00～16:00)

「インガット君」が常勤換算で1人以上配置されているため、加算要件を満たす。

サービス種類			放課後等デイサービス														事業所名				放課後等デイサービス くるっぱ													
定員			10名														1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数										40							
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週合計	週平均の勤務時間		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160	40		
保育士	A	くるっぱ	②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40		
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④		88	22		
児童指導員	C	ブクン	③		③			④		③		③			④		③		③			④		③		③			④		40	10		
理学療法士	A	インガット君	②	②	②	②	②			②	②	有休	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40		
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8					

(勤務時間 ①8:30～17:00、②10:00～19:00、③14:00～18:00、④10:00～16:00)

勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務

常勤職員は、有給休暇等の取得であれば、欠如でなく常勤換算に計上できる。
なお、1か月を超える場合は欠如となる。



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例1: 週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金: 14:00～18:00 土: 10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっぱ

定員			1 0 名														1 週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数														40													
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 合 計	週平均の勤務時間												
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28														
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日														
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸																											0	0														
保育士	A	くるっぱ	②	②	②	②																							160	40														
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	④																			④		88	22														
児童指導員	C	ブッケン	③		③			④						③													④		40	10														
理学療法士	A	インガット君	②	②	②	②	②			②																			160	40														
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8															

①基準の人員である従業者(管理者・児童発達支援管理責任者含む)が欠如しているため、当該月は算定不可

①基準の人員である従業者(管理者・児童発達支援管理責任者含む)が欠如しているため、当該月は算定不可

(勤務時間 ①8:30～17:00、②10:00～19:00、③14:00～18:00、④10:00～16:00)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例1: 週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金: 14:00～18:00 土: 10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっば

定員			10名																														
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週								②加配として配置されている職員が、常勤換算で1人以上に達していないため、当該月は算定不可																				4週合計	週平均勤務時間	
			1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月																							
			管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①					160
保育士	A	くるっば	②	②	②	②	②				②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40	
児童指導員	C	たまるくん		③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			③	③	③	③	④			88	22
児童指導員	C	ブッケン	③		③			④		③		③			④		③		③			④		③		③			④			40	10
理学療法士	C	インガット君	②	②			②			②	②			②		②	②			②			②		②	②			②			96	24
利用者数			9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8				

②加配として配置されている職員が、常勤換算で1人以上に達していないため、当該月は算定不可

(勤務時間 ① 8:30～17:00、② 10:00～19:00、③ 14:00～18:00、④ 10:00～16:00)

勤務形態の区分 A: 常勤で専従 B: 常勤で兼務 C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務



児童指導員等加配加算・専門的支援体制加算

○算定ができないパターン

例2:週6日(月～土)営業の放課後等デイサービスの場合
(サービス提供時間 月～金:14:00～18:00 土:10:00～16:00)

放課後等デイサービス くるっぱ

定員			10名																									
職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							8月											週平均勤務時間							
			1	2	3	4	5	6	7																			
			月	火	水	木	金	土	日																			
管理者 児童発達支援管理責任者	A	河童丸	①	①	①	①	①			①											40							
保育士	A	くるっぱ	②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			②	②	②	②	②			160	40			
児童指導員	A	たまるくん		②	②	②	②	①			②	②	②	②	①			②	②	②	②	①			160	40		
児童指導員	C	ブッくん	③		③					③		③			④		③		③		④			③		47	11	
理学療法士	C	インガット君	②	②	②					②	②	②					②	②	②				②	欠勤	②		88	24
作業療法士	C	ネインチェ				②	②						②	②					②	②						64	16	
			11	10	9	8				9	10	11	10	9	8		9	10	11	10	9	8						

④加配として配置された非常勤職員が欠勤しているため、
常勤換算1人以上を満たさず、当該月の算定不可
(非常勤職員の場合は欠勤等を常勤換算に計上できない)
※「インガット君」が欠勤していなければ、「ネインチェ」と合算
して160時間＝常勤換算1人以上となり算定可能

④加配として配置された非常勤職員が欠勤しているため、
常勤換算1人以上を満たさず、当該月の算定不可
(非常勤職員の場合は欠勤等を常勤換算に計上できない)
※「インガット君」が欠勤していなければ、「ネインチェ」と合算
して160時間＝常勤換算1人以上となり算定可能

③提供時間を通じた人員配置ができていないため、
当該月の算定不可

: 00、③14:00～18:00、④10:00～16:00)

C: 常勤以外で専従 D: 常勤以外で兼務

定員超過は、災害、虐待その他やむを得ない理由以外は一切認められません。



児童発達支援・放課後等デイサービス

提供時間に応じた基本報酬の算定

①個別支援計画に定めた時間よりも実際の支援時間が短い

イ. 利用者の都合による場合（学校や交通渋滞等の事業所に起因しない事情含む）

⇒ 個別支援計画に定めた時間が該当する時間区分で算定（30分未満でも可）

ロ. 事業所の都合による場合

⇒ 実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定（30分未満不可）

②個別支援計画に定めた時間よりも実際の支援時間が長い

⇒ 個別支援計画に定めた時間が該当する時間区分で算定

※利用者や学校等の都合で、計画に定めている時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合は、想定される具体的な内容を個別支援計画に定めてれば算定可能。

【例】通常は1時間だが、学校の短縮授業により3時間になる日が想定される



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

対象者	区分	単位数
障害児の場合 （重心児・医ケア児除く）	延長支援時間1時間以上2時間未満の場合	92単位
	延長支援時間2時間以上の場合	123単位
	※延長支援時間30分以上1時間未満の場合	61単位

- ①個別支援計画に定める標準的な支援時間を5時間（授業終了後の放デイの場合は3時間）としており、かつ、延長支援時間を個別支援計画に位置付けている。
- ②障害児本人や家族の状態・事情、他の受け入れ先がない等の延長支援が必要な理由があり、その理由を個別支援計画に位置付けている。
- ③延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援時間の前後ともに延長支援を実施する場合は、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定する。
なお、延長支援時間には送迎時間は含まれない。



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

- ④単位数の区分は、**実際に要した延長支援時間に応じて算定**する。
- ⑤延長支援する障害児の数が10人以下の場合は、**2人以上の従業者を配置**する。
このうち、1人以上は人員基準上必要な従業者（児発管含む）を配置すること。
10人超では10人その端数を増すごとに1人を加えた数以上の従業者を配置する。
- ⑥医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、⑤のうち看護職員を1名以上配置すること。
- ⑦運営規程に定める営業時間が6時間以上であること

★延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。

☆実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、計画に定めた延長支援時間によることとする。

※障害児や保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、「30分以上1時間未満」の区分で算定可能



児童発達支援・放課後等デイサービス

延長支援加算（主に重心児を対象にしない事業所、児発センター以外）

【例1】個別支援計画⇒支援時間 14:00～17:00 延長支援時間 17:00～18:00

実際の支援時間⇒14:00～16:00

実際の提供時間が計画の時間と異なることとなった理由が利用者等の都合である場合、基本報酬は計画に定めている14:00～17:00(3時間)の属する時間区分で算定することができるが、延長支援に関しては、実際に要した時間を用いることから、算定できない。

【例2】個別支援計画⇒支援時間 10:00～15:00 延長支援時間 9:00～10:00

運営規程上のサービス提供時間⇒10:00～15:00

実際の支援時間⇒9:00～9:45

9:45に急遽体調不良により帰宅した場合、個別支援計画に位置付ける支援時間に支援を提供していないため基本報酬は発生しておらず、基本報酬を算定しない場合には延長支援加算も算定できない。



児童発達支援・放課後等デイサービス

家族支援加算

家庭連携加算
事業所内相談支援加算

(Ⅰ)・・・個別での相談援助等 (Ⅱ)・・・グループでの相談援助等【月4回まで】

- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
- 相談援助は30分以上行うこと(訪問で家族側の事情があれば30分未満可)
- オンラインの場合は原則テレビ電話。
- グループの場合は8人までを1組とする。
- 保育所等訪問支援との多機能型の場合は、全サービス通算で月4回まで。

子育てサポート加算

【月4回まで】

- 個別支援計画に位置付け、あらかじめ保護者の同意を得ること
- 家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供するもの(マジックミラー・モニター越しも可)
- 従業者1人があわせて行う相談援助は最大5世帯まで
- 当該加算を算定する時間帯に行う相談援助等では家族支援加算は算定不可

※同日算定は可



4 児童指導員の資格要件について



児童指導員の資格要件

	児童指導員は、以下のいずれかに該当する者でなければならない。
1	都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2	社会福祉士の資格を有する者
3	精神保健福祉士の資格を有する者
4	学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
5	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
6	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
7	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
8	学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
9	教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
10	3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの



児童指導員の資格要件

児童指導員の資格要件(8, 10)における児童福祉事業は以下のとおり

事業	根拠法
児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター	児童福祉法 第7条第1項
児童相談所	児童福祉法 第12条
児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援	児童福祉法 第6条の2の2
児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業	児童福祉法 第6条の3

幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級での指導における教育の経験も含む

